

兵庫県稲美町農業委員会  
令和4年4月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年4月25日（月）13時30分～15時10分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」  
⇒承認（3件）  
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専  
決処理）」⇒承認（2件）  
議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（3件）  
議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（1件）  
議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（2件）  
議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（2件）  
議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定  
議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」⇒同意
- 4 出席委員（14名）  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
1番・藤本勝彦 委員 3番・松尾和孝 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和4年4月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、1番・藤本勝彦委員、3番・松尾和孝委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第1号・第2号及び議案第5号～第10号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中一色字大坪

地 目： 田

面 積： 102㎡

賃貸人： 町外在住所有者

賃借人： 町内在住農家

設定された権利： 残存小作

解約理由： 農地転用申請予定のため

解約届出日： 令和4年3月22日

解約成立日：令和4年3月21日

土地引渡時期：令和4年3月21日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。  
次に、「番号2」「番号3」は、同一農地についての届出ですので、一括で事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町野寺字東岡

地目：田

面積：427㎡

賃貸人：農地中間管理機構

賃借人：農業参入法人

設定された権利：農地利用集積計画による利用権（賃貸借）

解約理由：農地転用申請5条予定のため

解約届出日：令和4年3月22日

解約成立日：令和4年3月15日

土地引渡時期：令和4年3月15日

「番号3」

所在：稲美町野寺字東岡

地目：田

面積：427㎡

賃貸人：地元農地所有者

賃借人：農地中間管理機構

設定された権利：農地利用集積計画による利用権（賃貸借）

解約理由：農地転用申請5条予定のため

解約届出日：令和4年3月22日

解約成立日：令和4年3月15日

土地引渡時期：令和4年3月15日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による

届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国安二丁目 田 150㎡

田 150㎡

(国安小池公園南東) 2筆合計 300㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住者

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：盛土、整地し区画する。12台分

専決処理：令和4年3月31日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年3月31日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国安三丁目 (小池南交差点南西)

地 目：田

転用面積：268㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：住宅用地

土地利用計画：造成工事完了後分譲する。2戸。

専決処理：令和4年3月31日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年

3月31日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」「番号2」「番号3」は申請人が同じで、隣接する土地ですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号1」「番号2」「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町加古字大沢東 (大沢集落内)

地目： 田 (現況 宅地)

面積： 158㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和48年に軽量鉄骨造の倉庫1棟を建築し、現在に至る。

平成3年10月20日に撮影した航空写真添付。

「番号2」

所在： 稲美町加古字大沢東 (大沢集落内)

地目： 田 (現況 宅地)

面積： 284㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

分家住宅を昭和57年に増築し、現在に至る。

平成3年10月20日に撮影した航空写真添付。

「番号3」

所在： 稲美町加古字大沢東 (大沢集落内)

地目： 田 (現況 宅地)

面積： 174㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和の終わり頃より、農家住宅の庭用地として周囲をブロック塀で囲い、現在に至る。

平成3年10月20日に撮影した航空写真添付。

議長： 「番号1」「番号2」「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。3筆とも住宅敷地内にあり、現状において農業用水や周辺農地、道路への影響はないとの報告がありました。

議長： 「番号1」「番号2」「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年4月20日13時30分～16時30分までの間、9番・井澤守農地担当副会長補佐、1番・藤本勝彦委員、7番・船岡重夫委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。担当委員から調査結果を報告願います。

1番・藤本委員： 申請地3筆は、全て申請者の住宅敷地ブロック塀の内側にあります。申請のとおり住宅や倉庫が建っており、庭用地になっています。周辺の農地や道路等への影響もありません。現況となって20年以上経っており、承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」「番号2」「番号3」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町中村字池の内 (五郎右衛門池南)

地目： 田

面積： 494 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 地元農家

農機具： トラクター・田植機・農用自動車 各1台

栽培作物： ブルーベリー・イチゴ・野菜。申請地はカボチャ。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は吉田委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

1番・藤本委員： 申請地は耕してありました。申請人は町内で農業を営む熱心な農家です。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町森安字杉林	田（雑種地）	2.48㎡
	田（雑種地）	163㎡
(天満南小学校東)	2筆合計	165.48㎡

申請人：地方自治体

転用目的：露天駐車場

土地利用計画： 駐車区画7台分。始末書。町道新設事業で取得し、平成16年ごろから駐車場用地として整備、使用。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。現況となつてから長年経っており、農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

7番・船岡委員： 申請地は、既に駐車場として利用されています。他の農地や農業用水、道路への影響はなく、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町加古字三軒屋西（六軒屋池東・奥の池西）

地目： 畑

面積： 688㎡のうち転用面積1.8㎡

申請人： 地元農家

転用目的： 営農型太陽光発電施設（一時転用3年）

土地利用計画： 北・西は農地、東は道路、南は住宅。鉄骨柱高架台2棟に太陽光発電パネル160枚設置。パネル下部で野菜栽培。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。現況となってから数年経っており、農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

7番・船岡委員： 申請地は周辺農地や申請道路より高くなっており、給水はありません。太陽光発電パネル2棟が設置されています。パネル下の土にはもみ殻やわらが鋤き込まれ、畝立てして何か植える準備がされていました。他の農地や農業用水、道路への影響はなく、一時転用を許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請



に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字路池（溝ヶ沢池南）

地 目：田（現況 畑）

面 積：203㎡

移動する権利：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住者2名

転用目的：分家住宅

土地利用計画：北・西は宅地、南東は水路をはさんで農地。造成し、住宅建築する。雨水は申請地横水路へ放流、汚水は隣地汚水枡経由で公共下水に接続する。建築敷地は、申請地及び他2筆。専用通路部分の使用承諾書添付。都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請中

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。申請地と農地の間には用水路があり、農地への影響はない。また農業用水及び排水、道路への影響もないとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は栽培されているものはありません。果樹は伐採されていきました。雨水は申請地南東にある既設の用水路に流す計画です。汚水は公共下水に接続されます。農地や用排水への影響はないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町野寺字上南岡	田	2, 256 m <sup>2</sup>
	田	1, 386 m <sup>2</sup>
	田	28 m <sup>2</sup>
(母里小学校西) 3筆合計		3, 670 m <sup>2</sup>

移動する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：土木工事・建築工事請負業者

転用目的：分譲住宅用地12区画

土地利用計画：造成、区画割りして分譲。旧母里村役場跡周辺地区地区計画のB街区、C街区にある。開発行為許可申請中。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地は北側の農地3筆と接しているが、個別に用水取水口や排水口があり、進入路も確保されているため、転用による影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地1筆は鋤いてあります。他の1筆は東側3分の1くらいには果樹が植えられており、残りは草がのびていました。残りの1筆は現況畦と思われます。小学校との境は排水用の水路があります。宅地12戸分の開発で、雨水汚水の排水計画もあることから、転用しても周辺農地や道路等への影響は問題ないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。この議案では、農業委員会等に関する法律第31条

の「議事参与の制限」に1番・藤本勝彦委員が抵触しますので、藤本委員の退席を求めます。

(藤本委員 退席)

議長： それでは、事務局に説明を求めます。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：17件

利用権を設定する申請者（貸付者）：37件

申請筆数：91筆

申請面積：139, 181㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：14件

利用権を設定する申請者（貸付者）：33件

申請筆数：85筆

申請面積：129, 153㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：3件

農地バンク：1件

利用権を設定する申請者（貸付者）：4件

申請筆数：6筆

申請面積：10, 028㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものについては、特に問題はありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(退席の委員を除く全員挙手、賛成多数)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

退席中の委員は自席にお戻りください。

(藤本委員 席に戻る)

議長： それでは、議案第10号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。意見を求められているものは、8件です。

それでは、「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

(別表1) 除外する土地 8件 4, 345.70㎡の農地区分等立地基準については、全て許可見込みがあると判断しています

「番号1」

区 域：加古－4

所 在：稲美町加古字見谷北 田 944㎡

(下ノ池北、見谷山バス停付近)

転用目的：無蓋駐車場

申出者：豆類加工・菓子類等販売業者

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

1番・藤本委員： 申請者の工場及び駐車場に隣接しています。除外後転用しても周辺農地の耕作にあたって問題はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号1」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

区 域：母里－3

所 在：稲美町印南字西場 田 (宮池南)

登記簿面積1, 945㎡のうち 342.11㎡

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の孫

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

1番・藤本委員： 申請は、農地の一部を除外するもので、農用地として残る部分への給水排水には影響がないように思います。除外を認めてもよいと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号2」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、「番号2」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

区域：母里－4

所在：稲美町野谷字南岡 田

登記簿面積890㎡のうち 500㎡(印南北池北)

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の子

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

1番・藤本委員： 申請は、農地の一部を除外するもので、農用地として残る部分への給水排水には影響がないように思います。除外を認めてもよいと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号3」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

区域：母里－8

所在：稲美町野寺字鬼河原谷 田 (中池・穴沢池西)

登記簿面積1,444㎡のうち 499㎡

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の子

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

7番・船岡委員： 申請は、農地の一部を除外するもので、農用地として残る部分への給水排水には影響がないように思います。除外を認めてもよいと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号4」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

区域：天満－6

所在：稲美町和田字平見 田 414㎡ (幸竹集落西)

転用目的：無蓋駐車場

申出者：高齢者福祉事業を運営する社会福祉法人

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

7番・船岡委員： 申請者の駐車場に隣接しています。除外後転用しても周辺農地の耕作にあたって問題はないと思いますので、除外を認めてもよいと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号5」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

区 域：天満－6

所 在：稲美町和田字高岡 田 (幸竹集落西)

登記簿面積1, 598㎡のうち 495.94㎡

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の孫

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

7番・船岡委員： 申請は、農地の一部を除外するもので、農用地として残る南側への給水が無くなるように見受けられます。給水が確保できるのであれば、除外を認めてもよいと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号6」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号6」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号7」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号7」

区 域：天満－6

所 在：稲美町幸竹字池の下 田 (幸竹池西)

登記簿面積2, 648㎡のうち 650.94㎡

転用目的：農家住宅

申出者：土地所有者

議 長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請は、農地の一部を除外するもので、農用地として残る北側への給水が無くなるように見受けられます。給水が確保できるのであれば、除外を認めてもよいと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議 長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号7」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号7」を除外することに、異議なく同意いたします。

それでは、「番号8」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号8」

区 域：天満－6

所 在：稲美町六分一字西岡 田 (バンビ第1保育園西)

登記簿面積520㎡ のうち 499.71㎡

転用目的：分家住宅

申出者：土地所有者の子

議長： 小委員会から現地調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請は、農地の一部を除外するものです。申請地周辺農地には、それぞれ給排水がありますので、除外を認めても問題はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方でご意見・ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 委員方から意見・質問はございませんので、採決いたします。「番号8」を農業振興地域の農用地から除外することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号8」を除外することに、異議なく同意いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和4年4月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年4月25日

議長 坂本英正

委員 藤本勝彦

委員 松尾和孝